

業務委託仕様書

1. 委託業務名

令和8年度しまこトアカデミー企画運営業務

2. 委託業務の目的

島根との関わりしるを自ら検討し、関係人口あるいはUIターン者として、現居住地またはUIターン先での島根関連プロジェクトの主催・他プロジェクトへの参画、講座を通じて得られた主体との相互連携によるプロジェクトの開拓、既存の取組み・制度を活用した移住及び二地域居住等、島根を取り巻く多様な活動への着手を促し、島根の地域コミュニティあるいは経済活動における付加価値の向上、持続化に寄与する実践者を育てるため、都市部（東京・大阪）において連続講座を開催する。

3. 委託期間

契約締結日から令和9年3月10日

4. 委託業務の内容概要

(1) 連続講座の企画・運営

- ア 開催手法 1講座12～15名程度の講座を2講座（東京・大阪）設置し、各開催地域在住者の受講を受け付ける。講座は対面および一部オンラインで開催する。全講座のうち、現地インターンシップを除く最低4回は対面での実施とする。
- イ 開催回数 「2.委託業務の目的」に定める各講座の目的に合わせ、6～7回程度の回数とする。
- ウ 内 容 受講生が、自分と島根の関わり方や島根や地域の課題を解決するためのマイプロジェクトの宣言を行えるよう、島根県内の地域が抱える課題や地域資源への理解を深め、島根県内のプレイヤーとのつながりをつくり得る内容とする。加えて、連続講座受講者が地域活動のイメージをつかみ、考えを深める機会とするため、開催回数のうち1回は島根県内のプレイヤーを訪ねるインターンシップとすること。但し、情勢によって島根県での現地開催が難しい場合には、ふるさと島根定住財団（以下、「財団」という。）と協議の上、開催について判断する。
- エ 受講費 連続講座への参加は有料とし、適切な金額を設定すること。
- オ 講師等 首都圏、関西圏、島根県在住者のうち、島根県の地域活動に精通している者から、財団と協議して人選すること。

(2) 広報計画の企画・推進

広報計画においては、財団と協議のうえ受講生のターゲット像を明確に設定し、対象とする年代・属性・興味関心等に根ざした広報手段を策定すること。

また、計画策定にあたっては、財団が実施する県外イベント及びしまね移住支援サテライト東京・島根県大阪事務所との連携を念頭に、効率的かつ効果的な計画を立案すること。

加えて、計画の遂行に際し、ロードマップ等の作成により広報スケジュールの全体像の可視化および管理に努め、計画の実行を推進すること。

なお、下記ア・イの2項目は必ず実行するものとする。

ア SNS SNS投稿あるいはSNS広告等を活用し、受講生獲得に努めること。投稿内容及び広告設定については、別途財団と協議のうえ、決定する。

イ 説明会 しまコトアカデミーへの認知度・参加意欲に応じ以下例のような段階的設計で対面・オンラインを問わず最低4回以上の説明会を企画・運営すること。企画内容及びゲストについては別途財団と協議のうえ、決定する。

〈説明会実施例〉

①興味・関心層の掘り起こしと母集団の形成

対象とするターゲット層に訴求する説明会を企画。ゲストを交えオンラインイベントを開催し、しまコトアカデミー事業の認知向上を図り、参加意欲を持った母集団の形成に努める。

②参加意欲層への詳細な講座説明と申込みの促進

主に①のイベントに参加した層を念頭に、すでにしまコトアカデミーの認知がある方を主な対象とした説明会を計画。講座に関する詳細な情報や修了生の体験談を聴くこと等を通じて申込みにつなげることを促す。

③受講検討層のフォローアップ

主に②の説明会に参加した層を念頭に、しまコトアカデミーを認知しており、受講への意欲は高いものの何らかの事情で受講を躊躇している方、やむを得ない事情で説明会を欠席した方を対象に少人数の説明会を実施する。

(3) 連続講座受講者等のネットワーク構築

SNS等を活用し、平成24年度～令和7年度における連続講座受講者および修了生が互いに情報の受発信ができるネットワーク構築を企画・推進すること。ネットワーク構築にあたってはSNSに限らず受講生及び修了生が情報を効果的に受け取れ、連絡を取りやすい手法を取り入れること。

5. 委託業務の実施計画

事業実施に先立ち「4. 委託業務の内容概要」の実施計画を提出し、財団承認の上、これに基づき委託業務を実施すること。ただし、アンケート等を踏まえ、事業中途において実施計画の変更が必要な場合は、財団と協議するものとする。

6. 業務内容に係る留意事項

- ア 連続講座以外の受講生の自主的な集まりなど、受講上のフォローを可能な限り実施すること。
- イ 講座では毎回アンケートを実施し、講座についての要望を聴取、分析を行い改善に努めること。
- ウ 本事業により構築するネットワークについては、委託期間中及び委託期間終了後に、発注者が活用できるものとする。
- エ 講座をオンラインで実施する場合には、受講者の参加者意識の低下や講座の一体感が薄まることなどが懸念されるため、講座の内容および受講生のフォローアップにおいて必要な対策を講ずること。
- オ 感染症等の状況により、連続講座全回の対面開催中止・オンライン開催への切り替え判断を行う場合がある。その場合は再度見積もりを提出し、変更契約を締結することとする。
- カ 講座の運営にあたっては、講師およびメンター、受託者、財団との協議の機会を設け、必要十分な連携体制を構築すること。
- キ 本事業の全部または主たる部分を一括して第三者に委任し、または請け負わせてはならない。ただし、本事業の一部についてあらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。なお、再委託した業務に伴う第三者の行為については、受託者がすべての責任を負うものとする。
- ク 事業実施に当たり、事故や運営上の課題が発生した場合には、速やかに県に連絡する。

7. 権利関係

- (1) 本業務による著作権及び著作権は、すべて財団に帰属するものとし、受託者は財団の許可なく他に複製・公表・貸与・使用してはならない。
- (2) 所有権及び著作権、肖像権について
 - ア 制作物が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
 - イ 委託業務に関する所有権及び著作権は、原則としてすべて財団に帰属することとし、権利関係を調整すること。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、財団は権利留保物を非独占的に使用できることとする。
 - ウ 使用する写真等の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

8. 情報等の取扱い

- (1) 受託者は、本業務により知り得た情報などを他のものに漏洩してはならない。
なお、本業務の契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (2) 本業務を行うために財団から貸与された情報などを滅失、改ざん及び破損してはならない。
- (3) 本業務を行う上で入手した個人情報については、財団の要望に応じ適宜財団へ引き渡し、事業終了後に廃棄するものとする。

9. 完了報告

受託者は、次の事項を記載した委託業務に係る事業完了報告書を、委託業務完了後速やかに、財団に提出すること。

- (1) 委託業務の実施期間
- (2) 委託業務の実施状況
- (3) 委託業務に要した事業費
- (4) 委託業務実施による成果

10. 支払条件等

財団は、委託契約額の70パーセントを限度に、受託者からの請求により前金払を行う。

11. その他

- (1) 受託者は、業務の実施に当たっては、専任の職員を配置し、財団及び関係機関と適宜協議を行う等十分に調整して行うこと。
- (2) 受託者は、この仕様書に規定するもののほか、受託者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合又は仕様書に記載のない事項については、財団と協議し決定すること。